

【弁護実務修習ガイドライン】

1 弁護実務修習のねらい及び目標

分野別実務修習の眼目は、司法修習生が、多数の様々な関係者が絡み合う「生の紛争」に対峙し、指導担当弁護士の指導下ではあるが、プロを目指す者としての自覚と困難さを意識しつつ、当該事案を分析し、紛争解決の糸口を探り、依頼当事者の正当な利益を最大限生かすべく、最終的な解決に至るための方策を選択していくといった体験を通じ、弁護士に求められる基礎的な能力と技術を習得させることにある。また、「生の事案」に適応する契約書や意見書の作成作業を通じ、弁護士に求められる予防司法面での基礎的な能力と技術を修得させるべきである。

そして、そのためには、単に多数・多種の事案に触れるだけでなく、一つ一つの事案に丁寧に取り組ませるとともに、修習生が、指導担当弁護士の指導の下で、自ら弁護士業務の一端を担っていると感じられるくらいの気概をもって、主体的に、積極的に弁護修習に取り組ませることにより、当事者法曹としての基礎を身につけさせるよう指導していくことが重要である。

このような観点から、この分野別弁護修習のガイドラインは、事件の数や種類を求めるのではなく、司法修習生に指導担当弁護士の業務を通じて、弁護実務を体得させるための方法を示すものである。

なお、このガイドラインは、弁護実務修習の方法を例示的に示すものであり、上記目標を達成できる他の手法を実践することを何ら拒むものではない。

2 指導方法についてのガイドライン

指導担当弁護士は、刑事、民事とともに、以下の(1)～(7)の各項目を、偏ることなく、少なくとも1件ずつ行うよう努めるものとする。

(1) 事実調査と証拠収集

法律相談、事情聴取（契約締結等の訴訟外業務における事実調査を含む。）、被疑者・被告人との接見等に立ち会わせる際には、聴取すべき事項、収集すべき証拠等について事前に検討させるなどする。

なお、修習生に発問させる場合には、指導担当弁護士が立ち会い、その指導のもとで発問をさせるなどして、修習生の発問を契機とするトラブルが発生しないよう心がけるべきである。

(2) 事実整理と法的分析等に関する意見交換

法律相談等で聴取した内容を整理させ、法的分析（要件事実に基づく法的構成）、立証上の問題点（現状での事実認定及び不足証拠の把握等）及び被聴取者

が訴える背景事情、解決手段の選択、解決の見込み等について、最初に意見を述べさせた上で、指導担当弁護士と意見交換を行う。

(3) 裁判所提出書類の起案

訴訟手続を行う場合には、主張書面、陳述書、弁論要旨等の法律文書を起案させ、指導担当弁護士が添削し、添削理由等について修習生と意見交換することにより指導する。なお、その際の意見交換は、最初に司法修習生に、自らが作成した起案について発表させてから行う。この場合、指導担当弁護士が所属する事務所が複数の弁護士で構成されている場合には、事務所内打ち合わせの際に当該事件を担当する弁護士全員の前で発表させ、各弁護士と意見交換をさせることはより効果的である。

指導は、民事の場合であれば、ことに要件事実の構成、簡潔明瞭な間接事実の記載によるストーリーの展開、主張する事実と証拠との関連性を明らかにすることに重点を置いた内容とする。その後、可能な限り、司法修習生に、指導担当弁護士とともに依頼者への確認作業や依頼者の要望等を踏まえた修正を行って起案を完成させるプロセスも経験させる。指導担当弁護士は、司法修習生の修習意欲を高める観点から、裁判所に提出する書面の作成に際し、司法修習生の作成した起案を参考にするといった工夫も考えられる。

なお、係属事件の状況により裁判所提出書類を起案する機会がない場合は、修習生が弁護修習中に立ち会った法律相談をもとにする訴状、答弁書等の起案や、既済事件の記録に基づく準備書面、弁論要旨等の起案をさせることが考えられる。

(4) 尋問事項書の起案と証拠取調べの傍聴

記録の精査、及び可能であれば指導担当弁護士の指導のもと依頼者からの聞き取りを行わせるなどして、尋問事項書を起案させ、指導担当弁護士が添削し、意見交換を行う。このときも、まずは司法修習生から説明をさせる。

なお、指導に際しては、尋問事項と要証事実との関係を明確にさせ、不利益な証拠の評価や反対尋問を予測した内容の尋問事項書になるよう意識させ、完成させる。指導担当弁護士は、修習生が完成した尋問事項書を、可能であれば活かして尋問し、これを傍聴する司法修習生に自己が考えた尋問事項が法廷でどのような形で利用されるのかを経験させる。その後、再び、この尋問を巡って意見交換を行う。

(5) 契約書類等訴訟外法律文書の起案

法律相談に基づき請求書、回答書、示談書、契約書等の法律文書案を起案させる。指導担当弁護士は、修習生の起案を添削し、記載内容が当該事案に適切

に対応しているかどうかや条項の過不足、訴訟になった場合の条項の効力や機能を意識した意見交換を行う。その上で、司法修習生は起案を完成させ、指導担当弁護士は、これについて最終チェックを行う。司法修習生の修習意欲を高める観点から、自己が実際に使用する文書の作成に際し、可能であれば司法修習生の起案を参考にし、完成した起案を司法修習生に示すことが考えられる。

(6) 刑事弁護実務修習についての指導方法

刑事事件については、最低1件（可能であれば起訴前、起訴後とも各1件以上）体験させるよう努めるものとし、指導担当弁護士の立会い及び指導の下、手続きの進行段階に応じた弁護活動の技術・能力・マインドを、適宜の起案等を行わせ、意見交換を行うなどして修得させる。

なお、起訴前弁護においては、被疑者の身柄を解放すべく、勾留に関する意見書や準抗告申立書を原則起案させ、同起案を元に、身体拘束の重大さ及びその解放の重要性を理解させるよう意見交換する。

因みに、指導担当弁護士が受任の機会を持てない場合に備え、他の弁護士との協力体制を構築し、他の弁護士が受任する刑事弁護についてその指導を受けながら修習することができるようとする。ただし、この場合は、守秘義務について問題が発生しないよう十分に留意して修習させる必要がある。

(7) その他の事件

例えば、民事保全、執行、倒産事件、家事事件、少年事件など弁護士の基礎能力として重要なケースについても、新件あるいは係属中のものについては、上記(1)から(4)の方法で参加させ、体得させる。新件あるいは係属中の事案が無い場合は、既済記録に基づき修習生に申立書等の起案をさせ、それを元に意見交換する。なお、他の弁護士との協力体制を構築し、他の弁護士が受任している「生の事件」を修習させる方法もありうる。ただし、この場合は、守秘義務について問題が発生しないよう十分に留意して修習させる必要がある。

以上